

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（公表）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について、下記のとおり公表します。

記

1 健全化判断比率

（単位：％）

項 目	令和 7 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	1 5 . 0 0	2 0 . 0 0
連結実質赤字比率	－	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0
実質公債費比率	5 . 9	2 5 . 0	3 5 . 0
将来負担比率	－	3 5 0 . 0	

※「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」の「－」の表示は、赤字額がないことを表し、「将来負担比率」の「－」の表示は、将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回ったことにより、比率が算定されなかったことを表しています。

2 資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	令和 7 年度決算	経営健全化基準
横浜町水道事業会計	－	2 0 . 0 0
横浜町下水道事業会計	－	2 0 . 0 0

※「－」の表示は、資金不足額がないことを表しています。